

## 男女 共同参画 の視点

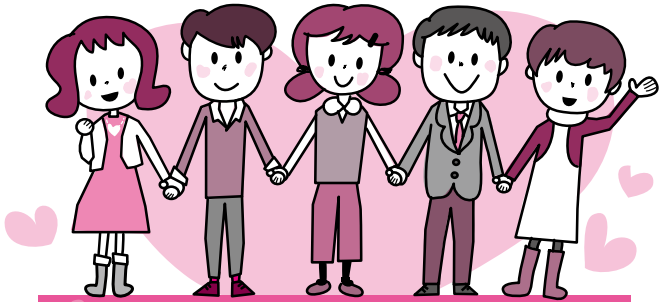
### 女性に対する暴力をなくす運動

11月12日～25日は「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間です。この運動は、国・地方公共団体などが連携して、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取り組みを強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的としています。

市では、運動期間中、広報なりたやホームページを活用した広報活動やセミナーの開催などを行い意識啓発を推進しています。

今年実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」で、親しい人からの暴力の有無の問いに対し、「大声で怒鳴られたことがあった」との回答は全体で45.1パーセントでした。男女別では、女性は48.9パーセント、男性では40.1パーセントがあったと回答しています。

「交友関係や携帯電話を細かく監視される」の問いでは17.7パーセントが「ある」と回答しています。



女性に対する暴力をなくす運動

体だけでなく、心を傷つける行為も暴力です。性別や被害者・加害者の間柄を問わず暴力は許されるものではありません。特に女性は、さまざまな暴力行為の対象になりやすい状況がありますので、この運動を一つのきっかけとして暴力や人権の尊重について友達や家族と考えてみませんか。

※くわしくは企画政策課(☎20-1500)へ。

## 消費生活 相談

### Q&A

### エステティックサービスの契約とクーリング・オフ

**Q** 6日前に「お試しエステ3,000円」という広告を見て、エステティックサロンに行き体験サービスを受けました。その後、「もう少し続けないと大変」と勧められ、断り切れずに「<sup>痩身</sup>エステ1年コース」と化粧品や健康食品を合わせて30万円の契約をしてしまいました。高額なので解約ができるでしょうか。また、購入した商品は未使用ですが、返せますか。

**A** 契約期間が1か月を超え、契約金額が5万円を超えるエステティックサービスの契約は、特定商取引法の「特定継続的役務提供」に当たります。契約金額は、サービスと関連商品の合計額が5万円を超えていれば対象となります。その

ため、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、理由を問わずクーリング・オフすることができます。

8日間を過ぎても、契約期間内であれば中途解約することができますが、すでに受けたサービスの対価と一定の解約手数料を支払うこととなります。エステティックサービスを受けるために必要と言われて購入した化粧品なども、関連商品としてクーリング・オフや中途解約ができます。ただし、使用した場合には使った商品の代金を支払うこととなります。

今回の場合、要件を満たしているため、クーリング・オフすることができます。また、商品は未使用なので、返品することができます。

#### 契約は慎重に

- 契約内容やサービス期間、費用など契約書の記載をよく確認しましょう
- 事業者が倒産しサービスが受けられないことがあります。長期間の契約をする場合は、慎重にしましょう
- 必要ないものはきっぱりと断りましょう

※くわしくは消費生活センター(☎23-1161)へ。

